

新旧対照表

野村 MRF 累積投資約款	
新	旧
第 1 条 (現行どおり) (申込方法) 第 2 条 お客様は、インターネットに必要事項をご入力或いは当社所定の申込書に必要事項をご記入（当社が別途定めるお客様の場合は、署名捺印が必要となる場合があります。）のうえ、必要書類と共にこれを送信又は提出することによって申し込むものとします。 尚、この契約は個人のお客様に限りします。 2 契約が締結されたときは、当社は直ちに MRF 累積投資口座を設けます。 第 3 条～第 8 条 (現行どおり) (届出事項の変更) 第 10 条 お客様が、届出事項を変更されるときは、証券総合サービス口座約款の規定に基づき、お手続きください。 (その他) 第 11 条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては利子その他いかなる名目によっても対価をお支払い致しません。 2 当社は、証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。 (1) 当社所定の手続きを経て MRF 又は果実を返還した場合 (2) 当社所定の手続きにより返還のお申し出がなかったためにこの契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった	第 1 条 (省略) (申込方法) 第 2 条 お客様は、所定の申込書に必要事項を記載し、署名、捺印のうえこれを当社に提出することによって契約を申し込むものとします。 尚、この契約は個人のお客様に限りします。 2 契約が締結されたときは、当社は直ちに MRF 累積投資口座を設けます。 尚、前項の申込書に捺印された印影をもって当社へのお届け出の印鑑とさせていただきます。 第 3 条～第 8 条 (省略) (申込み事項等の変更) 第 10 条 改名、転居及びお届け出の印鑑の変更等申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の用紙によって遅滞なく当社に届け出て頂きます。 2 前項のお届け出があったときは、当社は、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提出頂くことがあります。 (その他) 第 12 条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては利子その他いかなる名目によっても対価をお支払い致しません。 2 当社は、証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。 (1) 当社所定の手続きを経て MRF 又は果実を返還した場合 (2) 当社所定の手続きにより返還のお申し出がなかったため、又は印影がお届け頂いている印鑑と相違するのために

場合 (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく MRF の取得若しくは MRF 又は果実の返還が遅延した場合 (合意管轄) <u>第12条</u> お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第13条 (現行どおり) 附則 2000 年 8 月 1 日 制定 2005 年 10 月 1 日 施行 2007 年 9 月 30 日 施行(2007 年 8 月 1 日改正) 2010 年 7 月 1 日 施行 2012 年 1 月 1 日 施行 2013 年 9 月 6 日 施行 2015 年 12 月 14 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 <u>2021 年 6 月 21 日 施行</u>	この契約に基づく MRF 又は果実を返還しなかった場合 (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく MRF の取得若しくは MRF 又は果実の返還が遅延した場合 (合意管轄) <u>第11条</u> お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第13条 (省略) 附則 2000 年 8 月 1 日 制定 2005 年 10 月 1 日 施行 2007 年 9 月 30 日 施行(2007 年 8 月 1 日改正) 2010 年 7 月 1 日 施行 2012 年 1 月 1 日 施行 2013 年 9 月 6 日 施行 2015 年 12 月 14 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行
---	--